平成２１年（フ）第４２６８号
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―814号
債務者　中澤　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０３号
大阪市生野区小路東２丁目６番19号　グランパレス小路東502号
債務者　益吉　京美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２５号
大阪府八尾市若林町３丁目126番地の１　八尾南ハウスＡ―407号
債務者　岩本　波江
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２７号
大阪市阿倍野区相生通２丁目９番10号　センチュリー相生302号
債務者　大久保公郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３７号
大阪市此花区酉島１丁目11番３―105号
債務者　住友　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４４号
大阪府枚方市長尾元町４丁目13番21号
債務者　後藤　克子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３６８号
大阪府寝屋川市上神田１丁目19番14号
債務者　谷川　知久
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９０号
大阪市住之江区粉浜１丁目23番14号　ハイツ山本201号
債務者　前川　雅子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４５２号
大阪市住之江区安立３丁目８番20号
債務者　盛　健太郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６４号
大阪府門真市下島町８番20号
債務者　大瀬良　誠
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６５号
大阪府門真市下島町８番20号
債務者　大瀬良さよこ
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５３４号
大阪府寝屋川市国松町30番20号
債務者　塩地　英里（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６２号
大阪市此花区伝法５丁目９番16号　三谷文化２階
債務者　有川　榮子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５７６号
大阪市浪速区浪速西４丁目２番３―508号
債務者　金井こと　張　　英子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８０号
大阪市生野区中川１丁目２番21―1001号
債務者　細川あかね
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８１号
大阪市西成区太子１丁目３番９号　アプリシェイト天王寺205号
債務者　森本チヨ子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８２号
大阪府茨木市小柳町８番４号
債務者　山添　貴志
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８３号
大阪府茨木市小柳町８番４号
債務者　山添　貞子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部